

岩手県監査委員告示第5号

監査結果の公表（平成31年岩手県監査委員告示第17号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により岩手県知事から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

令和元年5月10日

岩手県監査委員 小野 共
岩手県監査委員 千葉 伝
岩手県監査委員 寺沢 剛
岩手県監査委員 沼田 由子

1(1) 監査対象機関名 岩手県立農業大学校

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成30年11月28日

イ 本監査実施日 平成31年2月7日

(3) 監査結果の公表の日 平成31年3月1日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
需用費の執行に当たり、執行管理体制に不適切なものがあつたので、適正な事務の執行に努められたい。	LPガスの単価契約事務については、新たに業務マニュアルを作成し、業務手順の可視化を図り、適切な時期に契約事務を行うこととした。 また、事務遅延の防止対策としては、庶務担当グループの年間業務スケジュールを時系列に整理し、常時相互の進捗状況を確認できる体制を整備したほか、事務執行に当たって合规性を確保するため、決裁時に複数職員による根拠法令等の確認を徹底することとした。

2(1) 監査対象機関名 北上川上流流域下水道事務所

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成31年1月17日

イ 本監査実施日 平成31年2月12日

(3) 監査結果の公表の日 平成31年3月1日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
工事の執行に当たり、積算単価の多数の計上誤りにより設計積算額を誤っているものがあつたので、適正な事務の執行に努められたい。	設計積算に当たっては、見積集計表・見積比較表の様式にチェック欄を設け、積算者が確実にチェックを行うなど、適正な事務の執行に努めることとした。